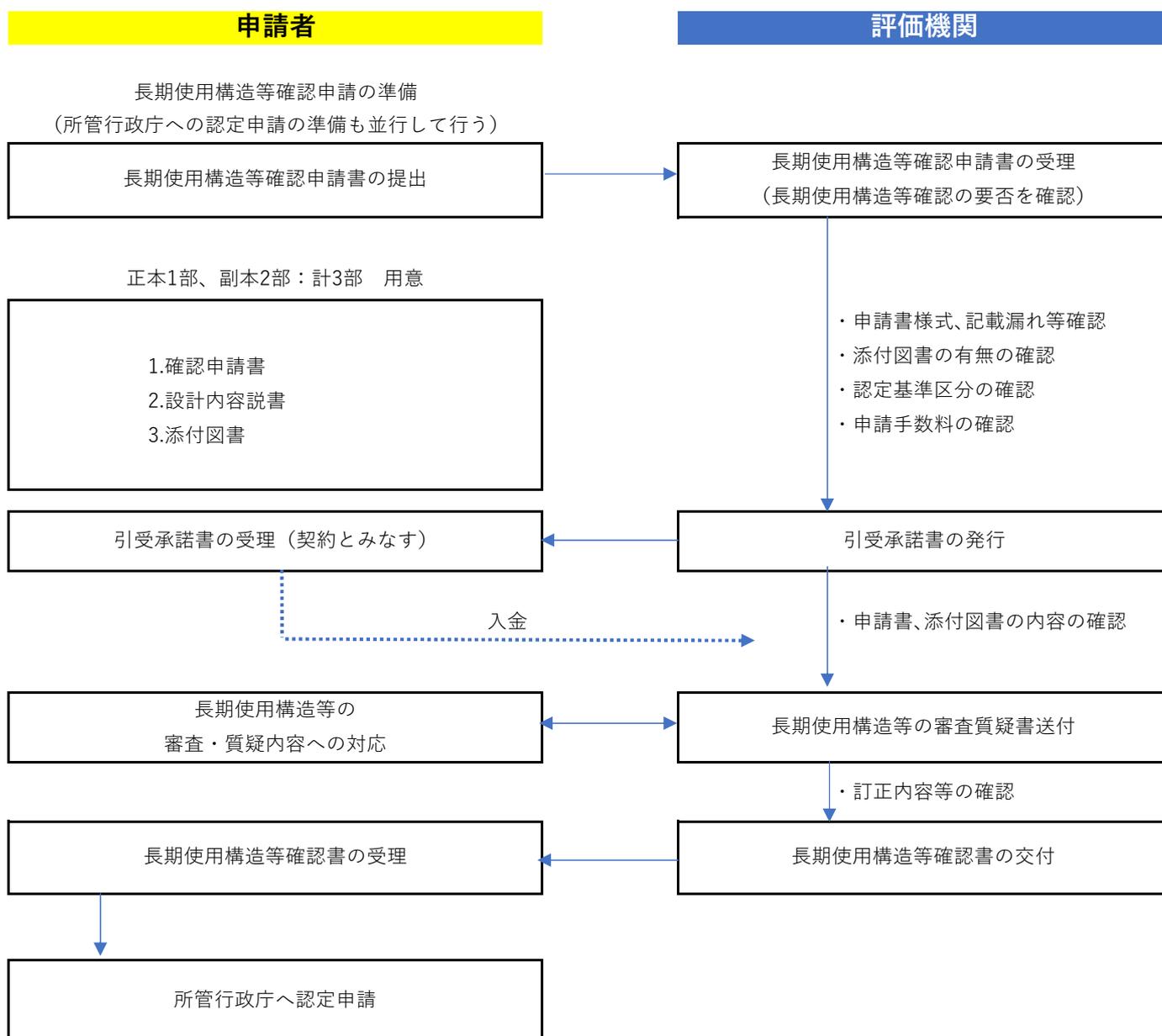
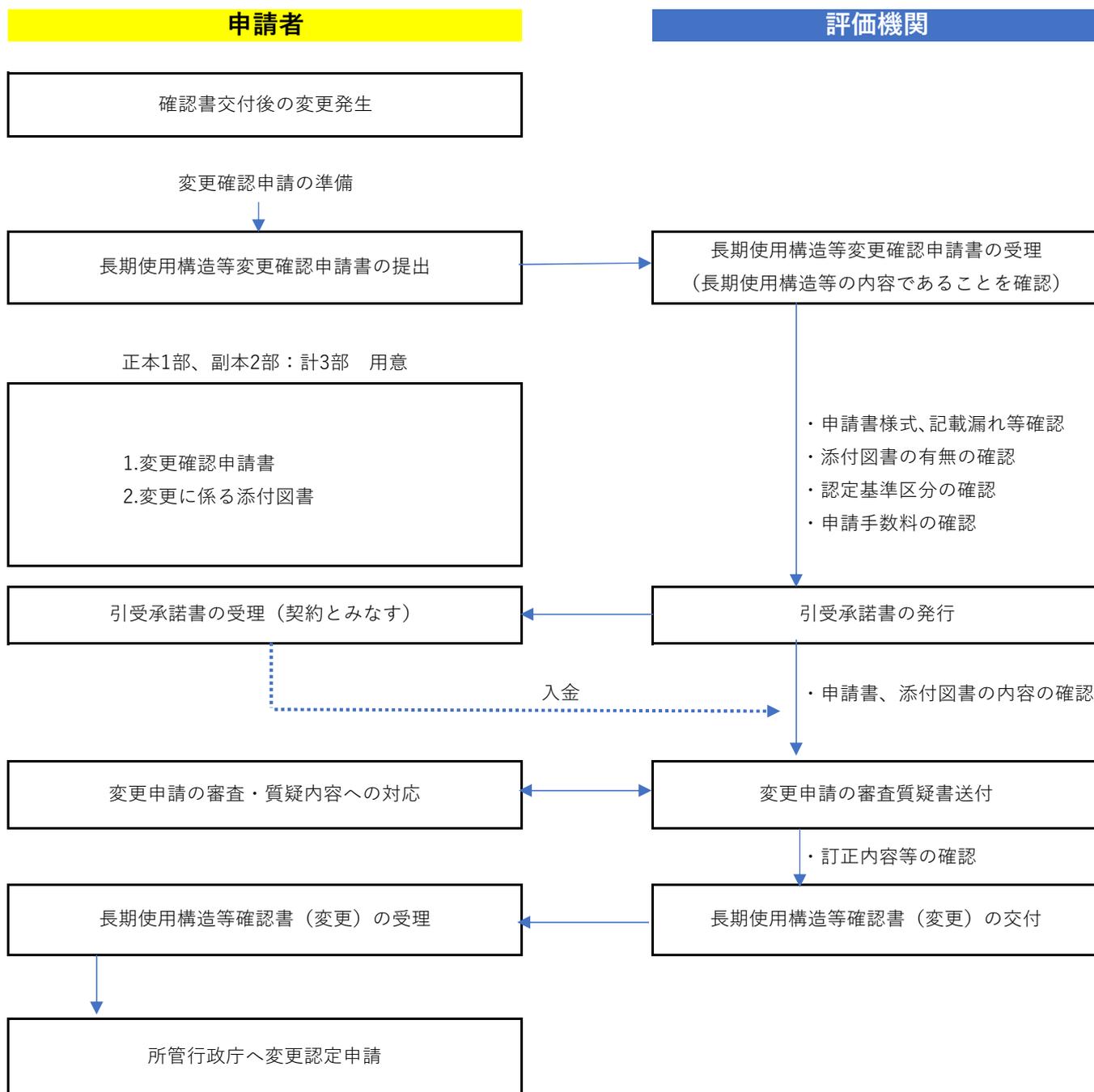


長期使用構造等に係る確認申請の流れ



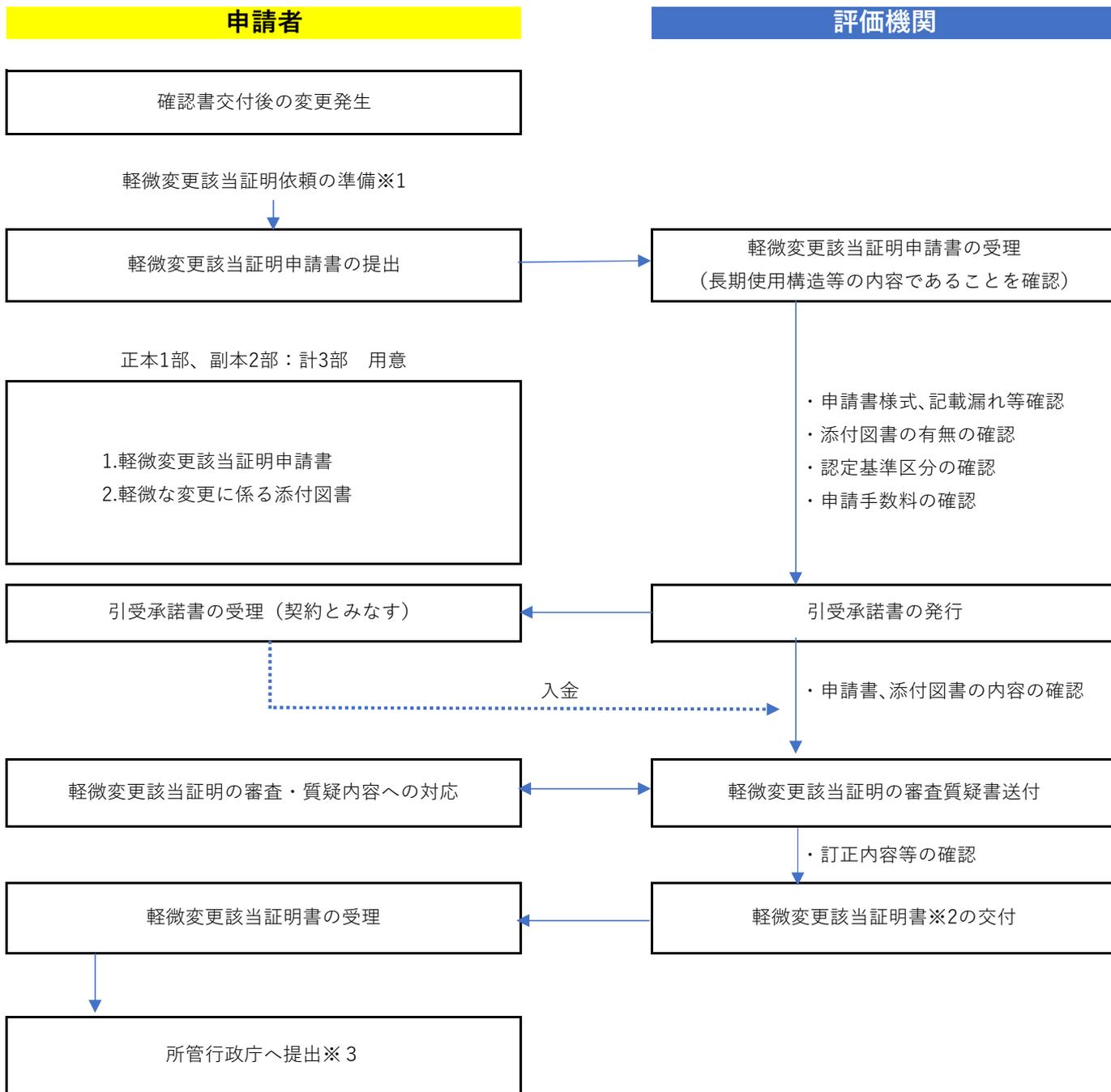
※確認書交付後の詳細な認定手続きについては、所管行政庁のHPをご確認いただきますようお願いいたします。

長期使用構造等に係る変更確認申請の流れ



※確認書交付後の詳細な認定手続きについては、所管行政庁のHPをご確認いただきますようお願いいたします。

長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の申請の流れ



※1 当センター以外の機関で交付された確認書又は住宅性能評価書を用いずに認定申請を行った住宅の場合はあらかじめご相談いただきますよう、お願いいたします。

※2 審査の結果、軽微な変更該当しない場合または軽微な変更該当するかどうか決定できない場合は別途相談となります。

※3 証明書発行後の詳細な手続きについては、所管行政庁のHPをご確認いただきますようお願いいたします。

軽微な変更とは

変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更

- 例)
- ・ 断熱性能の向上が明らかなる変更
 - ・ 仕様変更を伴わず、開口部が小さくなる変更
 - ・ 非耐力壁である間仕切壁の変更